

労働委員会の窓 (12月分)

1 会議関係

- 12月10日 第1201回愛媛県労働委員会総会
「平成31年(不)第1号・令和元年(不)第3号事件の第2回審問結果概要について」など7件
- 12月24日 第1310回公益委員会議
「令和3年(不)第1号事件の終結について」など6件

2 集团的労使紛争関係

○ 審査事件

事件番号	業種	申立年月日	労働組合法7条該当号	申立内容	終結状況
31年(不)第1号	教育, 学習支援事業	H31. 2. 19	1, 2	不利益取扱い是正 誠実団交実施 謝罪文の掲示	係属中
元年(不)第2号	製造業, 卸売業, 小売業	R元. 5. 22 [追加申立 R元. 8. 29]	1, 2, 3	不利益取扱い是正 団体交渉応諾 支配介入禁止等	R3. 12. 23 関与和解
元年(不)第3号	教育, 学習支援事業	R元. 9. 30	1, 2, 3	不利益取扱い是正 誠実団交実施 支配介入禁止等	係属中
3年(不)第1号	学術研究, 専門技術サービス業	R3. 9. 6	2	誠実団交実施	R3. 12. 1 関与和解

○ 調整事件

事件番号	区分	業種	調整事項	申請年月日 申請者	調整回数	終結状況
3年調整第1号	あっせん	医療, 福祉	労働条件の不利益変更の撤回他	R3. 11. 5 労働組合	—	R3. 12. 6 不開始

3 個別的労使紛争関係

○ あっせん事件

事件番号	業種	あっせん事項	申出年月日 申出者	あっせん回数	終結状況
3年個別第2号	医療, 福祉	パワハラへの謝罪及び 慰謝料の支払い	R3. 11. 12 労働者	—	R3. 12. 8 不開始

4 個別的労使紛争関係

○ 労働相談

	相談者数	相談件数
12月	29	41
累計(4月~)	221	359

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

雇用のトラブルまず相談

職場のトラブルでお困りの方、
労働委員会に相談してみませんか？

労働者側からの相談

- ・ 解雇に納得できない。
- ・ パワハラを受けている。 など
- ・ 賃金が説明もなく、引き下げられた。

使用者側からの相談

- ・ 退職金の折り合いがつかない。
- ・ 従業員が配置転換に応じない。 など

労働委員会は、労働相談&あっせん等
を行う公正・中立の県の行政機関です。
相談・あっせんは無料・秘密厳守でお
受けします。

愛媛県労働委員会

089-912-2996(直通)

790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

メールアドレス roudoui@pref.ehime.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/tiroui/>